

中国近代における宣講について

阿部 泰記

一 はじめに

「宣講」とは本来「聖諭」（明太祖「六諭」、清仁祖「聖諭六訓」、清聖祖「聖諭十六条」）を読誦し解説することであったが、清末の宣講所においては「聖諭」だけではなく、加えて新学や政策に関する宣講も行われた。また民国時代には社会教育の一環として識字・迷信・衛生などに関する知識教育の宣講が白話講演・説唱・演劇・歌謡形式によって行われた。本稿では清末から中華民国に至る近代における宣講が「聖諭」宣講を継承しながら、近代文化に関する知識の伝授にも主眼を置くようになり、識字率の低い時代にあって、白話講演形式や、民間芸能形式を採用して効果的に行われたことについて資料を用いて論じてみたい。

二 清代末期の宣講

光緒三十二年（一九〇六）の「学部奏定勸学所章程」（『学部奏咨輯要』¹卷一）には、伝統的な宣講の儀式は踏襲しながら、その内容に国民教育、修身、歴史、地理、格致などのやさしい学問や白話新聞も加えるとしている。

一、実行宣講。各属地方一律設立宣講所、遵照従前宣講「聖諭広訓」章程、延聘専員、隨時宣講。其村鎮地方亦応按集市日期、派員宣講。一切章程規則、統歸勸学所総董經理、而受地方官及巡警之監督。一宣講、応首重聖諭広訓。凡遇宣講聖諭之時、応肅立起敬、不得懈怠。一忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実五条諭旨、為教育宗旨所在。宣講時、応反復推闡、按条講説。其学部頒行宣講各書、及国民教育、修身、歴史、地理、格致等浅近事理、以迄白話新聞、概在応行宣講之列。……一宣講員、由勸学所総董延訪、呈請地方官札派、以師範畢業生及与師範生有同等之学力、確系品行端方者为合格。如一時難得其人、各地方小学教員亦可分任宣講之責。……一宣講附在勸学所、或借用儒学明倫堂及城郷地方公地、或賃用廟宇、或在通衢。……（宣講を実行するために、各地方は一律に宣講所を設立し、従前の宣講「聖諭広訓」章程により、専員を招聘して、随時に宣講する。村鎮地方でも集市の日に応じて、人を派遣して宣講する。一切の章程規則は、勸学所の総董經理が責任を持ち、地方官及び巡警の監督を受ける。宣講は、「聖諭広訓」を重視する。凡そ聖諭宣講の時には、厳肅に起立して敬意を表し、怠慢であってはならない。忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実の五条の諭旨は教育の主旨であり、宣講の時には反復して説明し、一条ずつ講説すべきである。学部が頒行した宣講の各書、及び国民教育、修身、歴史、地理、格致等の浅近な道理、白話新聞も、概ね宣講の列に置く。……宣講員は、勸学所の総董が探し、地方官に文書で派遣を要請し、師範卒業生及び師範生と同等の学力を有し、確かに品行方正な人物を合格とする。もしすぐに得難い場合は、各地方の小学校教員も宣講の責任を分担する。……宣講は勸学所に属し、儒学明倫堂及び城郷地方の公地

を借用したり、廟宇を賃貸したり、街路で行ってもよい。……)

また同年の「学部通行各省宣講所應講各書文」(『大清光緒新法令』²第十三冊)には、宣講所で講じられる対象は、『教育宗旨』³、『各省勸学所章程』⁴、『学堂章程』⁵、『巡警官制章程』⁶、『人譜類記』⁷、『養正遺規』⁸、『訓俗遺規』⁹、『勸学篇』¹⁰、『国民必読』¹¹、『民権相安』、『警察白話』、『歐美教育観』¹²、『児童教育鑑』¹³、『蒙師箴言』¹⁴、『魯濱孫漂流記』¹⁵など、伝統的な内容に加えて近代的な内容のものが選ばれている。

查宣講所的設、所以開通民智、啓導通俗、收効甚捷、應一律速設。惟開辦伊始、或宣講不得其人、或有其人而所講非純正淺顯之書、易滋流弊。現在本部悉心選採、另單開列。除「聖諭廣訓」已經奏明應由各處敬謹宣講外、其余各書亦均于通俗教育深有裨益。……書單 … 教育宗旨、各省勸学所章程、学堂章程、巡警官制章程、人譜類記、養正遺規、訓俗遺規、勸学篇、国民必読、民権相安、警察白話、歐美教育観、児童教育鑑、蒙師箴言、魯濱孫漂流記、……(宣講所の設置は、民智を開通し、啓発は通俗的にし、効果を早急にあげるため、一律に速やかに設けるべきであるが、開始したばかりで、宣講に人材が得られなかったり、人材はあっても講じる書がわかりやすい書でなかったりして、弊害が生じやすいので、いま本部が意を尽くして選採し、別に目録を作った。『聖諭廣訓』はすでに各所で恭しく宣講すべきことを上奏したが、そのほかの各書も等しく通俗教育に裨益するものである。……目録 … 教育宗旨、各省勸学書章程、学堂章程、巡警官制章程、人譜類記、養正遺規、訓俗遺規、勸学篇、国民必読、民権相安、警察白話、歐美教育観、児童教育鑑、蒙師箴言、ロビンソン漂流記、……)

たとえば河北省蔚県の場合、一九一四年に宣講所が設けられ、流動宣講員が新政府の綱領や政策、法令を群衆に解説し宣伝した。なお一九三三年には、宣講所は民衆教育館に改組され、もっぱら時宜を宣講することになった。同時に館内は閲覧、講演、板報、遊芸、陳列部門に分かれ、群衆に各種の娯楽活動の場所を提供した。一九四九年には民衆教育館は文化館となった。周清溪「簡述宣講所与民衆教育館」(一九九〇、蔚県〔河北〕文史資料選輯第四輯)には次のように述べている。

一九一四年、蔚県当局在見城儒学廩署内開辦蔚県第一個宣講所。辦所的宗旨為 … 宣講時事政治、提高群衆文化素質。宣講所内配備流動宣講員六人、負責下郷宣講。當時、民国政府剛剛代替了滿清王朝的統治、国家处于变革時期、新的綱領、方略政策、法令亟需向群衆宣傳講解。……一九三三年、蔚県各鎮的宣講所均改組為「民衆教育館」、……負責宣講時宜。館内分閲覧、講演、板報、遊芸、陳列等部。訂有報紙、雜誌、供群衆閲讀。備有各種棋類、樂器与乒乓球等、為群衆提供了豐富的文化娛樂活動的条件。一九四九年十一月、蔚県民衆教育館更名為蔚県文化館。(一九一四年、蔚県当局は現城内の儒学や廩署内に蔚県で初めての宣講所を開設した。開設の主旨は、時事政治を宣講し、群衆の文化素質を向上させることであり、宣講所内に流動宣講員六名を配備し、郷鎮に下って宣講する責務を負わせた。当時、民国政府が滿清王朝の統治に交替したばかりで、国家は变革の時期にあったため、新たな綱領、方略政策、法令を速やかに群衆に宣伝し講解する必要があった。……一九三三年、蔚県の各鎮の宣講所は均しく「民衆教育館」に改組され、……時宜を宣講する責務を負った。館内は閲覧・講演・掲示板・遊芸・陳列等の部に分かれ、新聞・雑誌を定期購読し、群衆の閲読に供し、各種の棋類・樂器と卓球等を設備し、群衆に豊富な文化娯楽活動の条件を提供した。一九四九年十一月、蔚県民衆教育館は「蔚県文化館」と改名した。)

三 民国時代の宣講

宣講は民国時代に入って社会教育の一環として行われた。民国元年（一九一二）に教育部は社会教育司を設置し、民国四年には「通俗教育研究会」を設立した。その後、各地に陸続と通俗教育機構が設立され、そこでは講演形式のほか、説唱形式や演劇形式など、民衆が親しめる方式によって社会教育が行われていった。¹⁶当時の社会教育に関しては以下のような資料が見られる。

①浙江風俗改良淺説 第一編（宣統二年、一九一〇、浙江官報兼印刷局代印）

浙江提学使袁嘉穀（一八七二—一九三七、雲南石屏人）編。「例言」には、

一宣講本遵 部章、首重『聖諭広訓』、凡応勸戒之事、包括靡遺。」（宣講は本来学部の章程を遵守して、まず『聖諭広訓』を重視し、凡そ勸めるべく戒しめるべき事は、遺すことなく包括する。）

一所輯各稿、意在分布各郷、使老嫗都解、故極淺俗。至宣講員宣講時、不妨援引古事、隨時參入。冀郷愚有所則効。」（編輯した各稿は、各郷に配布して、老嫗でも理解できるよう極めてわかりやすく表現する。宣講員が宣講する時には、援引した古事を随時に參入させても差し支えない。郷愚に効果があることを期する。）

と述べ、『聖諭広訓』をはじめとして、老人にも分かりやすい宣講を行うよう指導している。主たる目録は、「勸読書」（仁錢勸学所）、「勸識字」（同上）、「勸勤儉」（同上）、「勸信実」（同上）、「勸尚武」（仁錢教育会）、「勸衛生」（仁錢勸学所）、「戒早婚」（於潜勸学所）、「戒迷信風水」（余姚勸学所）、「戒演唱淫戲」（同上）であり、近代的な道德観念を養成する主旨の白話講演を掲載している。ちなみに「戒演唱淫戲」では宣講の手段ともなる演劇は忠孝節義を上演すべきだと述べる。

宣戲曲の縁起、本来為勸世上一般人、做出忠孝節義来、……不過現在的戲、眼所見、耳所聞的、淫戲居多。……我還記得先儒王陽明先生也曾論及。¹⁷（戲曲の縁起は、本来世上一般の人に忠孝節義を行うよう勸めるためであるが、……現在の演劇は、眼に見るもの、耳に聞くもの猥褻な劇が多い。……私は先儒王陽明先生もかつて論及されていたと記憶している。）

②浙江各県宣講稿（民国年間刊）¹⁸

「例言」には、『風俗改良淺説』に掲載されている従前の勸学所・教育会の宣講稿は優れてはいるが重複するためここには収録せず、「実業」と「教育」が今日の救国の要務であることに注目した「講稿」（宣講原稿）や、知識を開通し風俗を改良する主旨を述べた講稿を分類して収録したと述べている。

一、本編以民国成立後各県新編講稿為限。従前勸学所・教育会的宣講稿儘多佳稿、惟已有清宣統二年秋間前提学使袁嘉穀編印之『風俗改良淺説』可以参考、茲不闖入。（本編は民国成立後に各県が新たに編集した講演原稿だけに限る。従前の勸学所・教育会の宣講原稿はよい原稿が多いが、すでに清宣統二年秋に前提学使の袁嘉穀が編印した『風俗改良淺説』¹⁹が参考になるため、ここには掲載しなかった。）

一、共和国人民、最忌争權利而忘義務、而実業与教育尤為今日救国之要務。各県講稿、注意於此者頗多。故選輯較詳。其余關於開通知識改良風俗等事、亦以次類列。(共和国の人民は、最も權利を争い義務を忘れることを忌み、実業と教育は尤も今日の救国の要務である。各県の講稿は、これに注意したものが頗る多い。故に選輯もやや詳しい。その他、知識を開通し、風俗を改良する等の事も、また順次分類して配列している。)

目録には、従来家庭教育に加えて、自由・平等・実業・衛生・警察・天文・地理・教育などに関する知識を有する近代人を育成するための社会教育の宣講題目七十篇を列挙する。

「説宣講原因」(宣講の由来)〔余杭〕、「説共和大意」(共和の大意)〔昌化〕、「説国民常識」(国民の常識)〔省城〕、「説勿信謠言」(デマを信じない)〔省城〕、「説人民義務」(人民の義務)〔昌化〕、「説振興実業」(実業を振興する)〔昌化〕、「説改良農業」(農業の改良)〔潜山〕、「説予防虫害」(虫害の予防)〔蕭山〕、「説改良蚕糸」(養蚕の改良)〔吳興〕、「説種植之利」(植栽の利)〔縉雲〕、「説改良風俗」(風俗の改良)〔奉化〕、「説注重衛生」(衛生の重視)〔省城〕、「説警察原因」(警察の由来)〔龍游〕、「説日月食」(日食・月食)〔崇徳〕、「説公德」(公共道德)〔紹興〕、「説自立」(自立)〔徳清〕、「説中国地理」(中国の地理)〔龍游〕、「説世界大勢」(世界の大勢)〔義烏〕、「積自由」(自由)〔南田〕、「積平等」(平等)〔南田〕、「積衛戍」(防衛)〔省城〕、「勸愛国」(愛国)〔龍泉〕、「勸入学」(進学)〔紹興〕、「勸女学」(女子の学問)〔浦江〕、「勸家庭教育」(家庭教育)〔鄞県〕、「勸勤儉」(勤儉)〔龍游〕、「勸息訟」(訴訟を止める)〔昌化〕、「勸放足」(纏足の開放)〔雲和〕、「勸破除迷信」(迷信の打破)〔天台〕、「勸社会親愛」(社会の親愛)〔奉化〕、「勸对外有礼」(外国への礼儀)〔奉化〕

この中で「説宣講原因」〔余杭〕では、国民の識字率が低いため省政府の命を受けて宣講所を設立し、近代知識を白話で宣講するとし、宣講とは通知と解釈の意味だと説明する。

今日自北二区宣講所設立的日子。甚麼叫做宣講所呢。……這宣字、同通知一樣的意思。……講字、同解釋一樣的意思。……因為我們民国識字的很少、不識字的太多。……所以想起這個法子來、補救他不讀書不識字的壞處、由省城長官責成各県各鄉鎮、設立宣講所、央我們來當講員、所有事体用白話向諸位宣講宣講、諸位自容易聽得明白了。(今日は自ら北二区の宣講所の設立の日である。何ををもって宣講所と言うか。……「宣」は通知と同じ意味である。……「講」は解釈と同じ意味である。……我々の民国には字を知る者が非常に少なく、字を知らぬ者が非常に多い。……よってこの方法を考案して、読書せず字を知らぬ欠点を補うため、省城の長官が各県各郷鎮に命じて、宣講所を設立させ、我々が宣講員に要請され、あらゆる事を白話で各位に宣講し、各位も自ら容易に理解するのである。)

また「説改良風俗」〔奉化〕においては、宣講に活用される演劇は、忠孝節義の歴史を上演するものであって、淫猥な内容の劇を上演して風俗を破壊すべきではないと述べている。

一曰、戲文。戲文本是勸化人民的。把忠孝節義的歷史演出来与人看看。但近来的戲、只有壞處、沒有好處。……我想有戲無戲、神道斷不計較的。這個做戲的錢、還不若做了實在有益事情罷。(演

劇はもともと人民を教化するものであり、忠孝節義の歴史を上演して人に見せるものであるが、近來の劇は悪いものばかりで良いものはない。……私が思うにそういう劇はあっても無くても神は決して気にしないであろう。そういう劇を上演する金があったら別に実に有益な事をすればよいであろう。)

③通俗教育事業施設法（民国元年〔一九一二〕十月）²⁰

日本通俗教育研究会原著。中華通俗教育研究会訳印。²¹「訳述本書之旨趣」には、本書が日本において「空前の書」であり、訳して本国の人に餉（おく）るという。²²第九章「通俗教育と興行物」では、「演劇」「寄席」「活動写真」「お伽芝居」などの興行物が観客を感化する力が大きく、上演内容には十分に考慮すべきであることを説く。²³

社会教育として、就中教化上最も大なる力を以って居るものは、興行物である。例へば、勇壯活潑なる動作を見るときは、自ら勇気を起して、快活に感ずるけれども、之と反対に淫猥野卑の動作を見るときは勇気を失ふばかりでなく、柔弱淫靡ならしむるのである。……その他の興行物に至っても、人々の感情を養ふ上に、非常に関係のあるもの故、呉々も注意する所がなければならぬ。

④社会教育白話宣講書（民国元年〔一九一二〕十二月）²⁴

残本。上海国民教育実進会²⁵編。商務印書館。幹事沈亮燊述「組織社会教育宣講団編輯白話宣講書縁起」（民国元年六月）には、社会教育は就学者以外には及ばない学校教育に対して提唱されたものであり、通俗的な宣講を実行することが重要だと主張し、フランスが普仏戦争でプロシアから受けた国辱を劇場で上演したため愛国心を高揚させることができたこと、日本が演説によって尊皇攘夷を実行したことを好例として示す。

昔法蘭西之被創於普魯士也、喪師失地、賠償兵費、普国駐兵挟制、要之以城下之盟、及既言和、法国智謀之士、忠義之民、即大開劇場影戲場、描摩国恥戰敗之状、以警醒一般国民、激刺其脑筋、而發起其愛国報恥之心。（昔フランスがプロシアに傷つけられ、軍と地を失い、軍事費を賠償し、プロシアが軍隊を駐留させて制圧し、城下の盟を求めた。和議に及んで、フランスの智謀の士、忠義の民は、すぐに劇場・影戲場を開いて、国恥・戦敗の惨状を描写し、一般国民を覚醒させ、その脳を刺激して、その愛国報恥の心を興させた。）

昔日本痛外侮之日偏、国権之喪失、政令之不一也。薩長二藩、首創尊皇攘夷之説、一時忠義之士、不憚舌敝唇焦、奔走演説、以感動全国人士之心、義憤之氣、溢於三島、卒推翻徳清氏而復日皇之位。（昔日本は外国の侮辱に日々逼られ、国権が喪失し、政令が一ならず、薩長二藩が、はじめに尊皇攘夷の説を唱え、忠義の士は舌が破れ唇が焦げても、奔走して演説し、全国の人士の心を感動させ、義憤の気が三島に溢れ、ついに徳川幕府を転覆させ天皇の時代を復活させた。）

「組織社会教育宣講団章程」の四「進行手続」には、識字者の少ない時代において簡単な小説や改良した歌謡が社会教育に有効であること、改良説書社を組織して弾唱家が不健康な内容を上演し

ないよう取り締まること、改良劇本を創作して説書者や弾唱者が人心を感動させる忠孝節義の内容を上演する材料を提供することを主眼としている。

(四) 多作薄本小説及改良歌謡、以備叫売朝報人及擺小書攤者營生之用、每本售十文二十文不等、專為識字極少之設²⁶法。(薄本の小説および改良歌謡を多く著し、朝刊売りおよび通りに店開きした書店の商売用に備え、毎冊十文二十文とかで売るのは、専ら字を知る機会が極めて少ないための方法である。)

(五) 組織改良説書社、兼設法取締弾唱家。(改良説書社を組織し、同時に法を設けて弾唱家を取り締る。)

(六) 改良劇本。演新劇最足感發人心。然成本甚鉅、不如多著改良劇本、可演、可講、可唱。俾説書者、弾唱者作為材料。(劇本を改良する。新劇を上演すれば最も人心を感發するに足る。だが資本がかかりすぎ、改良した劇本を多く著す方がよい。演じてよし、講じてよし、歌ってよし。説書する者、弾唱する者の材料とすることができる。)

なお沈亮燦「欲ト民国前途之幸福須看今日国民所尽之義務」(民国前途の幸福を占うには今日の国民の尽くすべき義務を見る必要がある)によれば、社会教育の効果については教育部や各省の都督が評価しており、多額の経費を補助しているという。

北京教育部切實提倡社会教育 各省都督熱心提倡演説团的也很多 補助經費多的每年一万以上 少的每年亦不下七八千金 ……倘若熱心宣講 能够轉移風俗 就是莫大的功劳了。(北京教育部は切に社会教育を提唱しており、各省の都督も熱心に演説団を提唱するものが非常に多く、補助経費は多額のもので毎年一万以上、少額でも毎年七八千金を下らない。……もし熱心に宣講して風俗を好転させれば、莫大な功勞である。)

また地方自治のために奔走する六不先生を小説形式で描写する社会小説『六不先生記』(何勁著)を掲載する。²⁷

第一回 敍家世歴代清芬 錫嘉名尽人欽仰

当今有一個大英雄 人皆喊他做六不先生 他先生不肯做官 只在鄉間辦些地方自治的事 我把他先生所做的事 用小説体裁 做成六不先生記 使我国衆同胞看了。(当今一人の大英雄がおり、人はみな彼を「六不先生」と呼んでいた。この先生は官吏になろうとせず、田舎で地方自治の事を行っていた。私はこの先生の活動を小説の体裁で「六不先生記」を著し、我が国の同胞にお読みいただく。)

⑤陝西省模範巡行宣講団講案 (民国二年～民国三年 [一九一三～一九一四])

残本。陝西省教育司が社会教育資料として編纂させ、地方巡行に使用した宣講の原稿。種々の文明に関する宣講原稿を掲載する。

第一集第一編「説宣講」(民国二年九月)、第五編「留音器」(ラジオ)(同上)、第六編「民与国」(同上)、第七編「談天」(同上)、第九編「脳部衛生」(同年十二月)、第二集第一編「告我農」(農民に告ぐ)(同年十月)、第二編「開知識」(知識を開く)(同上)、第七編「戒嗜好」(嗜好を戒める)(同上)、第九編「勸女学」(女子に学問を勧める)(同上)、第十二編「説籽種」(穀物の種子)

(同上)、第十四編「勸種桑」(耕作養蚕を勧める)(同上)、第十六編「説人身生理」(同上)、第三集第四編「養蚕」(同年十一月)、第六編「説体育」(同上)、第八編「識字」(同上)、第四集第一編「新年楽」(民国三年一月)、第四編「夜学校」(同上)、第五編「戒説謊」(嘘を戒める)(同上)、第八編「改良牧羊」(同上)、第九編「説信用」(同年二月)、第十一編「天灯談」(同上)、第六集第九・十・十一・十二編「積忠」「灌田新法」「経商談」「大彼得伝」(ピョートル大帝)(民国三年四月)、第七集第一・二・三・四編「李二曲」「戒驕傲」「骨粉肥田法」「自作孽」(自業自得)(同年五月)、第八集第十三・十四・十五・十六編「富春江」「韓世忠」「飲料衛生」「励恥」(恥の勧め)(同年六月)、第九集第五・六・七・八編「蘇武」「不薬良方」「勸募内国公債」(国債の勧め)「解釈中立条例」(同年十月)、第十集第五・六・七・八編「敬姜績麻」「豆腐」「椿蚕」「洋槐」(同年十一月)、第九・十・十一・十二編「胎教」「解釈国有荒地承墾条例」「李泌」「肥料」(同上)。

第一集第一編「説宣講」には、この宣講団が結成された経緯について、陝西省では学校教育を受けることができない者が多く、陝西教育司が社会教育を必要としたためだと説いている。

你道那宣講団是誰辦的呀。這是陝西教育司為實行社会教育纔開辦的。……陝西地方、面積五十万方里、人口八百万、九十一県、統共只有兩千來学堂、也不過有五六万学生。想起家貧上学的難為。……教育司就怕我陝西長是如此不肯改变、所以按照各国最新的方子、辦這些学堂以外的教育。

(この宣講団は誰が設置したと思うか。これは陝西教育司が社会教育を実行するために開設したのである。……陝西地方は、面積が五十万平方キロメートル、人口は八百万人、九十一県であるので、全部で二千ほどの学校しかなく、五六万人の学生しかいない。家が貧しく入学するのが難しいのであろう。……教育司は我が陝西がいつまでも変わらないことを恐れて、各国最新の方法に倣って、こうした学校以外の教育を始めたのである。)

毎集表紙裏に「模範巡行宣講団編行条例」七条を掲示し、教育司の講演資料として出版したこと、通俗を主旨とするため、白話演説のほか、小説・唱歌・戯曲各形式を採用することなどを述べている。

- 一 本講案、承教育司講演資料、継続出版、故一切宗旨範囲、悉遵教育司成例。(本講案は教育司の講演資料として継続出版する。故に一切の宗旨の範囲は、悉く教育司に遵うことを例とする。)
- 二 本講案、既以通俗為主、故白話演説而外、小説・唱歌・戯曲各体、全行採用。(本講案は、通俗を主旨としている。故に白話による演説のほか、小説・唱歌・戯曲の各スタイルを、すべて採用する。)
- 三 本講案、由模範巡行宣講団延聘高明著作家多員分類編輯、毎月約出講案二十冊、全年共約二百冊。(本講案は模範巡行宣講団が優秀な著作者多数によって分類編輯して、一月約二十冊、一年で約二百冊を発行する。)

裏表紙には「大綱」を掲載しており、共和・法令・道德・風俗・衛生・尚武・実業・科学を重視することを提唱している。

- 一、發揮共和真理(共和の真理を發揮)。二、解釈現行法令(現行法令を解釈)。三、尊崇公共道德(公共道德を尊崇)。四、改良腐敗風俗(腐敗した風俗を改良)。五、注意衛生要旨(衛生の要旨に注意)。六、

鼓勵尚武精神（尚武精神を奨励）。七、提倡各種実業（各種の実業を提唱）。八、化除一切迷信（一切の迷信を排除）。

本講案の特徴は、宣講の対象が陝西の人民であるため、陝西の人民に親近感をいだかせるよう、陝西の古今の出来事を例に挙げるところにある。たとえば「德育」については、陝西の祖先である秦の商鞅（紀元前三九五～三三八）が私事よりも国事を重視したことを例に挙げて、その血統を継承する陝西の人民を鼓舞している。こうした形式は聖諭宣講の伝統を継承していると言える。

現在要先講德育。我怕大家聽的不耐煩。先講一個古今。当初秦国（就是今日陝西地方）想霸諸侯、就到商鞅處問計。那商鞅對秦王說、「秦国向來風俗總是強悍、百姓都是替公家出力打仗。……。」秦王聽了這話、也覺有理、就因此設法鍊兵、成了霸王。由此看來、陝西人民的祖先、是人人把國家的事看的重、把自己私事看的輕。……（今まず德育について講じましょう。私は皆さんが退屈されるといけないので、まず故事を一つお話ししましょう。昔、秦国（今の陝西地方です）が諸侯の覇者となろうと思ひ、商鞅に計略を問ねたところ、商鞅は秦王に対して、「秦国は從來風俗が総じて強悍で、百姓はみな国家のために力を出し戦争をしてきました。……。」）秦王はこれを聴いて、もっともだと思ひ、法を定め兵を鍛えて、霸王となりました。このことから考えると、陝西人民の祖先は、誰もが国家の事を重んじ、自己の私事を軽んじたのです。……)

「談天」²⁸は演劇形式によって天文知識を受け入れることを宣講しており、西洋知識を排斥する義和団の乱を背景にしている。歌詞は聖諭宣講と同じく十言定型句であり、たとえば主人公の女学生王継英（小旦）が殺された父の吏部主事王英を悲しむ歌詞は以下のごとくである。

王継英在輪船淚流不斷。思想起老爹爹心中痛酸。平日間習天文声光化電。凡儀器与標本樣樣置全。実想說作家庭教育模範。誰知曉竟因此惹下禍端。天不幸義和拳圍攻使館。誣良民作教友慘殺万千。他言說讀洋書即是造反。無端的害我父冤屈屈冤……（王継英、輪船にて涙止まらず、父のこと思えば心中痛む。常ひごろ天文や科学をならい、器具や標本いろいろそろえた。本当は家庭教育の模範にと考えたが、禍を引き起こすとは思ひもかけず。不幸にも義和団が大使館を攻め、良民を教友といつわり惨殺千万。洋書を読めば謀反とし、非道にも父を殺した。……)

「富春江」(激揚節義、戒止躁進)²⁹も演劇形式の宣講であり、後漢の嚴子陵（老生）を模範的な人物として賞賛することを通じて、謹厳な生活態度によって富国強兵ができると説く。歌詞は十言定型句である。

（老生唱）漢天子、建中興、火德再生。論新政、第一是、風俗改良。勸同胞、再休要、競争妄想。貪權利、必定把、実業拋荒。敢見人、都照我、一般一樣。……那時節、我國家、民衆土広。又何難、一挙手、臣伏戎羌。（漢天子、中興を建て、火徳は再生。新政は、まず要す、風俗の改良。同胞よ、くれぐれも、妄想するな。利を貪れば、必ずや、実業を廃す。人人は、私を見て、ならってほしい。……そうすれば、我が国は、発展しよう。難もなく、簡単に、異国に勝たん。）

「敬姜績麻」(励勤)³⁰も演劇形式の宣講であり、母敬姜(老旦)が魯国大夫公父馯に勤勉を勧めることを通じて、国民に勤勉を勧める。出典は『国語』魯語下で、歌詞は十言定型句である。

老旦扮敬姜、柱杖上唱。「人在世、把光陰、不可空過。失却了、好光陰、悔之奈何。切莫說、富貴家、自在由我。更应当、尽職分、自做生活。」(老旦が敬姜に扮して、杖をついて登場し歌う。「人生きて、光陰を、空しく過ごさず。光陰を、失えば、悔いても及ばず。言うなかれ、富貴の家、自由自在と。なおさらに、職尽くし、生活すべし。」)

⑥山東通俗講演稿選粹(民国六年〔一九一七〕六月刊)³¹

講演形式の宣講。山東省長公署教育科編。残第七～十四編。「教育類」「実業類」「禁煙類」「風俗改良類」(七編)、「法治類」「国民常識類」(八編)、「提倡蚕桑染織類」「剪髮類」「国旗類」(九編)、「愛国類」「守法類」「勤儉類」(十編)、「道德類」(十四編)に分類し、講演原稿を撰集している。編者は山東省立通俗図書館、山東省各県、他省(陝西・吉林・奉天・福建・湖北・京兆・湖南・甘肅)、山東省立巡行講演団、山東私立通俗教育研究会、京師模範通俗教育講演所等である。

たとえば第十編教育類「図書館与宣講所的関繫」(図書館と宣講所の関係)(招遠県)では、識字者のために図書館があり、文盲者のために宣講所があると説明している。

那通俗図書館 是對於識字人設立的 ……凡一切的新書報紙 無所不備 願大家常常到這館内 閱覽 則多有点聞見 ……至這個通俗講演所 是對於不識字設立的 那不識字的人 從未受半點教育 ……於古今的實事 中外的政治 及一切風俗人情 每日講演給大家聽聽(通俗図書館は識字者のために設立されたもので、……一切の新刊書・新聞はみな具備しており、みなさんがいつも館内に来て閱覽してもらえば、見聞を広めることができるでしょう。……通俗講演所というものは、文盲者のために設立されたもので、少しの教育も受けていないため、……古今の實事や中外的政治、および一切の風俗人情を毎日みなさんに講演して聴いていただきます。)

⑦通俗教育叢刊二十一輯(民国八年～民国十四年、一九一九～一九二五)³²

通俗教育研究会編。通俗研究会は民国四年(一九一五)七月、教育部が設置した機関であり、通俗教育事項(小説・戯曲・講演)を研究することを通じて社会を改良し、教育を普及することを宗旨とする。本書には「挿図」「論著」「訳叢」「小説」「戯曲」「講稿」「報告」「章程」「表冊」「函牘」「調査」「時聞」「紀事」「雜組」を掲載する。

第一輯(一九一九)には「小説」『立志小説 小車夫』を掲載し、駱駝の名前を先生に聞いて覚える賢明な子供を主人公とする作品によって勤勉を奨励し、「此兒自小就知道用心、所以後來成家立業、為一般国民的模範。」(この子は小さいときから賢明であったので、後に家業を興して一般国民の模範となったのである)とたたえる。「時聞」『教育部之新禁令(取締劇本)』では、「教育部以演劇一道關於社会風俗影響甚大、旧劇改良為不可緩之図、……每日所演戲本、預為抄送該部通俗教育会考査訂正。」(教育部が演劇の社会風俗への影響が甚大であり、旧劇改良が急を要する事だと考えて、……毎日上演される脚本をあらかじめ教育部の通俗教育会に送って考査し訂正させた)(時報)ことを報告する。第七輯には「劇本」『百鍊鋼』を掲載して勤勉を推奨し、「宗旨」に「法重家庭教育立身勤儉、且為窮不失志者勸。」(家庭教育と立身勤儉を重視し、かつ窮して志を失わざる者

を勧奨する)と言う。第八輯「函牘」には『取締戲劇』を掲載して通俗教育に演劇を活用することを提唱し、「通俗教育之利器有三、曰報紙、曰演説、曰戲劇。……其収効溥而且大者、厥惟戲劇。」(通俗教育の利器に報紙、演説、戲劇の三あり。……その効果が大きいのは戲劇である)と述べる。

⑧通俗講演施設法(民国二十一年〔一九三三〕三月刊)³³

朱智賢編。山東省立民衆教育館³⁴出版部。第一章「何謂通俗講演」では、通俗講演とは、「用浅近的語言向普遍的大衆發表意見」(わかりやすい言葉で一般大衆に向けて意見を発表すること)と定義し、デンマーク・ロシア・スウェーデン・日本の例を挙げて、民国においては「鼓勵愛國」(愛國を奨励する)、「勸勉守法」(法律を守らせる)、「増進道德」(道德を増進する)、「灌輸常識」(常識を植え付ける)、「啓發美感」(美感を啓發する)、「提倡実業」(実業を提唱する)、「注重体育」(体育を重視する)、「勸導衛生」(衛生を導入する)を要項とし、民国四年には通俗講演が盛行して省立講演所が設立され、民国六年(一九一七)には巡廻講演団が成立し、民国十八年(一九二九)には省立民衆教育館が成立し、講演部が普通講演・幻燈講演・化粧講演を行ったこと、『山東通俗教育講演稿』のほか、『通俗講演專刊』『講演施設法』『通俗教育講演施設法』『通俗講演專刊』『通俗講演稿』『化粧講演稿』を出版したことを述べている。

ちなみに「團結禦侮」(化粧講演稿)は民国二十年十月に民衆影戲院で上演された演劇作品であり、土地を争う張・李二人が日本人に土地を奪われて殺されると、王がその復讐をして、次のように国民に覚醒を呼びかけている。

諸位。你看。現在日本是何等的猖獗。……諸位。不要再醉生夢死。快快拿出熱血來、在政府領導的下、努力救國、共禦外侮。(みなさん。ごらんなさい。現在日本はなんと横暴なのでしょう。……みなさん。もうぼんやりとしてはいけません。早く熱血を出して、政府の指導の下、救國に努め、一緒に外國の侵略をふせぎましょう。)

さらに化粧講演の特色については、演劇と違って、教訓を重視し、演劇という工具を借りて民衆教育を実施し、社会の風俗を改善すると述べる。

他一面採取戲劇的形式、但其目的不在演戲、而在以此為手段為工具來實施民衆教育、來改善社会風俗的。(それは一方で演劇の形式を採用するが、その目的は上演にあるのではなく、それを手段とし工具として民衆教育を実施し、社会の風俗を改善するのである。)

⑨〔浙江省〕通俗講演材料專号(民国二十四年〔一九三三〕一月刊)³⁵

第九省学区地方教育輔導叢書之一。浙江建德県立民衆教育館主編。第九省学区地方教育輔導會議辦事処發行。浙江の民衆教育館は、教育庁が民国十八年に各県の通俗教育館を改称したものである。³⁶主題として「新生活運動」「提倡国貨」「国慶与国難」「健康衛生」「拒毒」「破除迷信」「勸学」「防災救災」「其他」があり、その中で演芸形式を用いた通俗講演は「実行新生活」(化粧講演)(建德)、「勸用国貨」(化粧対白)(建德)である。「実行新生活」(二幕)では、女子の衣服改革を主題としている。

民先「姉姊！紅紅綠綠的衣服、我們新生活運動是禁止的。因為一來這種布料多是仇貨、二來穿了這種衣服、不免失了女子獨立的人格、而有甘願做男子玩物的傾向、實在要不得的。（姉さん！派手な衣服は、私たちの新生活運動が禁止しているの。一つにはこの種の布が輸入品であること、二つにはこの種の衣服が、女子獨立の人格を喪失させること、そして甘んじて男子の玩物になる傾向があつて、非常に悪いことだから。）

「勸用国貨」は、對話形式で、国産品の購入を奨励する。

甲（老媽）「你現在有錢、不知道做人家。等到中国的金錢、統統被外国人賺去、財主的漸漸窮下去、窮的便精窮去、到了国家財政破産、農村崩潰、中国被人家管去、做了忘国奴的時候、你即使有錢、也用不成了。」（あなたは今お金があるのに、人らしくないわ。中国のお金が、根こそぎ外国人にだまし取られ、金持ちが次第に貧乏になり、貧乏人がすかんぴんになり、国家の財政が破産し、農村が崩潰して、中国が人に管理され、忘国奴になった時、あなたにいくらお金があつても、役に立たないのよ。）

⑩民衆教育館（民国三十七年〔一九四八〕七月刊）³⁷

沈呂默編。中華書局。第十章「推行民衆教育之实例」では、民国三十六年六月、上海市立実験民衆学校が挙行した余姚路棚戸区の民衆教育の实例を挙げる。その「民之所好好之一江淮戲」（民の好む所これを好む—江淮戲）では、民衆が愛好する従来の演劇を改良して宣講に用いることを提唱する。

棚戸区居民、对江淮戲有特殊的愛好。……但戲的内容都是神鬼奇怪、而封建意識非常濃厚。為了改良戲劇的内容、我們把劇本改編為勸識字和破除迷信的内容、改著現代服装、佈景也部分地依照話劇形式。（棚戸区の住民は、江淮戲を特に愛好している。……ただ劇の内容はみな鬼神怪奇であり、封建意識が非常に濃厚である。戲劇の内容を改良するため、私たちは劇本を識字を勧め迷信を破る内容に改編し、現代の服装に改め、舞台も部分的に話劇形式に依拠している。）

四 結び

民国時代及び新中国の宣講は清末の説唱形式の聖諭宣講の伝統を継承して「聖諭」を宣講しながら、新たに近代文化の伝授を主旨としていた。その形式は識字率の低い時代にあつて文盲の聴衆が対象であつたため、民衆が聴いてわかる白話による講演形式や、民衆を感動させる歌謡・演劇などの芸能形式を採用することが効果的であると考えられた。

模範巡行宣講團編行講案條例

- 一 本講案承教育司講演資料繼續出版一切宗旨範圍悉遵教育司成例
- 二 本講案既以通俗為主故白話演說而外小說唱歌戲曲各體全行採用
- 三 本講案由模範巡行宣講團延聘高明著作家多員分類編輯月出講案十六册全年共約一百六十册年暑假期酌量停印
- 四 本講案用單行本一篇一册始終畢貫無中斷連續之弊每册封面俱印五彩圖畫用啓閱者美感
- 五 遵教育司發行講演資料成例按星期每册郵寄各縣宣講會各十份接續發行如欲多購尤所歡迎
- 六 此項印刷紙張等費全由公家擔任每份每月由各縣宣講會認認費壹角全年壹元分兩期解交本團以資貼補
- 七 當世遺人如有熱心公益著論立說與本講案宗旨相合者請即聲明台銜投送本團當特別歡迎並與以相當酬報



⑤『陝西省模範巡行宣講團講案』

教育與戲劇 日本早稻田大學教授島村氏藏著 黃梅李明澈譯

論教育與戲劇之關係即論關於戲劇之教化作用也換言之即論以藝術為中心之文化事業今欲依此見解進而申論之但於此問題之前尚有欲言者試問戲劇何為而作即戲劇製作之目的與動機為何此問題一經解釋則教育與戲劇關係之問題亦自解決

第一須先解釋戲劇為藝術之說戲劇藝術說中又有功利說與自己目的說二種功利說者謂戲劇為戲劇以外即藝術以外之物而致其用者自己目的說者謂戲劇為其本身即為藝術而作者此第二之自己目的說直接與教育及戲劇之問題無關係更就第一之功利說詳解之此說

通俗教育叢刊第十五輯目錄

譯述

教育與戲劇 黃梅李明澈譯

幸福的新生活法 黃梅李明澈譯

小說 大興孫 校

雷言 紹興書堂編

小說汽車零話 (續第十四輯)

劇本 吳縣潘志蓉編

緩筆救父 (續第十四輯)

講演

⑦『通俗教育叢刊』第十五輯

〔附記〕 本稿は人文学部平成 26 年度研究プロジェクト「近代における通俗教育に関する調査研究」の成果である。

注

- 1 宣統元年（一九一一年）学部総務司案牘科輯。
- 2 宣統元年（一九一一年）商務印書館編訳所輯。
- 3 光緒三十二年（一九〇六年）三月一日公布。京師督学局刊行。早稲田大学蔵。
- 4 『各省学務官制并勸学所章程』。清学務擬。光緒宣統鉛印。
- 5 『奏定学務官制并勸学所章程』。清学務擬。光緒宣統鉛印。
- 6 『巡警部官制章程』。光緒三十二年（一九〇六年）。
- 7 明劉宗周著。二卷。古人の嘉言・善行を分類して編集したもの。
- 8 清陳宏謀編。『五種遺規』光緒二十一年〔一八九五〕、浙江書局刊）収。
- 9 同前。
- 10 清張之洞著。光緒二十四年（一八九八年）、西湖書院刊。
- 11 『通俗国民必読』。清高步瀛・陳宝泉輯。光緒三十二年、上海南洋刊書局刊。上海図書館蔵。
- 12 日本育成会編。沈紘訳。清刊。教育社会社。又同書。日本育成会編。呂烈輝訳。光緒二十九年（一九〇三年）大学堂官書局刊。中国国家図書館蔵。
- 13 徐博霖口訳、民国六年（一九一七年）、上海書局鉛印。
- 14 方瀏生著、民国六年（一九一七年）、上海書局鉛印。
- 15 英ダニエル・デフォー著『ロビンソン漂流記』。
- 16 張蓉『中国現代民衆教育思潮研究』（二〇〇五年、中国文史出版社）第三章「主流—民衆教育派の民衆教育思想体系」、四「民衆教育的実施」（二）「民衆教育的実施手段、工具」、1.「説書」、2.「戯劇」、3.「講演」、4.「電影」、5.「広播」、6.「民衆読物」。第一一九頁。
- 17 王守仁（一四七二～一五二八）は明代の演劇が古楽を継承するものと評価しながら、教化を目指さない演劇は社会に役立たず、演劇は妖艶な歌詞を削って忠孝説話を上演し、民衆が無意識のうちに感化されるよう貢献しなければならないと主張した。「古楽不作久矣。今之戯子、尚与古楽意思相近。韶之九成、便是舜一本戯子。武之九变、便是武王一本戯子。聖人一生実事、俱播在楽中。所以有徳者聞之、便知其尽善尽美与未尽美未尽善处。若後世作楽、只是做詞調、於民俗風化、絶無干涉、何以化民善俗。今要民俗反樸還淳、取今之戯本、将妖淫詞調刪去、只取忠臣孝子故事、使愚俗人人易曉、無意中感発他良知起来、却於風化有益。」清・陳宏謀編『五種遺規』養正遺規補編「王文成公訓蒙教約」。『王文成全書』卷二「訓蒙大意示教讀劉伯頌等」。
- 18 上海図書館蔵。無封面。
- 19 〔浙江〕〔一九一〇〕〔一八七二—一九三七〕〔浙江〕風俗改良浅説』〔浙江官報兼印刷局〕
- 20 上海図書館蔵。
- 21 原題『通俗教育に関する事業と其施設方法』。通俗教育研究会編。明治四十四年（一九一一年）十一月、明誠館書房刊。国立国会図書館蔵。
- 22 王雷『中国近代社会教育史』（二〇〇三年十二月、人民教育出版社）第一章「中国近代社会教育的產生与發展」、第二節「中国近代社会教育的確立」、一「確立時期社会教育概観—在探索中轉變」、（二）推廣通俗教育、2.「通俗教育研究会的創辦以及其他教育团体的社会教育活動」に、通俗教育研究会が日本に通俗教育の状況を考察しに行き、本書を出版したと言う。
- 23 以下、引用文は原著による。
- 24 上海図書館蔵。無封面。
- 25 沈亮榮が光緒三十年（一九〇四年）に「江蘇私塾改良会」を、光緒三十一年（一九〇五年）に「上海私塾改良会」を設立し、「上海私塾改良会」は民国元年に「国民教育実進会」と改名した。
- 26 原文は「説」。「設」の誤。
- 27 残第十九葉。
- 28 第一集第七編（民国二年九月）収録。
- 29 第八集第四冊第十三編（民国三年六月）収録。
- 30 第十集第二冊第五編（民国三年十一月）収録。
- 31 封面表「山東通俗講演稿選粹第七」、封面裏「中華民國六年六月山東省長公署教育科編」。上海図書館蔵。
- 32 中国国家図書館蔵。
- 33 上海図書館蔵。
- 34 一九二九年創立。山東公立通俗図書館・社会教育經理处・通俗公演所が合併して成立した。
- 35 上海図書館蔵。
- 36 沈呂默編・俞慶棠校『民衆教育第一集 民衆教育館』（一九四八、中華書局）第一章「民衆教育館的演進」、三頁。
- 37 表紙「中華文庫 民衆教育第一集／民衆教育館／沈呂默編・俞慶棠校／中華書局印行」。上海図書館蔵。